



消費生活

サポーター通信

令和3年度第12号

今月のテーマ

暗号資産への投資を持ちかける マルチ商法に注意!

事例

・知人に「いい儲け話がある」と勧められ、暗号資産の投資セミナーを受講した。

・セミナーで「**専用システム**を使った投資で**簡単に儲けられる**。人を紹介するとさらに**紹介料**がもらえる」などと言われ、興味を持ち、システム登録料**10万円**と投資金**100万円**を入金した。



・その後、なんだか怪しいと思い、解約しようとしたが連絡手段はアプリしかなく、住所や電話番号が分からないため、解約できない。



アドバイス



暗号資産の取引業者は**金融庁への登録義務**があります。登録業者か確認しましょう。



暗号資産の価格は変動するため、**損をする可能性**があります。リスクを説明しない業者とは取引してはいけません。



知人等からの誘いであっても「**簡単に稼げる**」「**儲ける**」ことを強調する話は**信じない**ようにしましょう。



今年4月1日から**成年年齢が18歳**に引き下げられます。**社会経験の少ない18歳、19歳の新成人はマルチ商法のターゲット**にされるおそれがあります。
困ったときは一人で悩まず、消費生活センターに相談しましょう!

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし

いやや
188



(お近くの消費生活センターにつながります)

令和4年3月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時~17時30分 土・日・祝日10時~16時 ※年末年始休)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む



または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する

青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
テルミちゃん
☎(TEL. 017)